

令和6年第1回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和6年2月28日招集

議案第 2 号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

戸籍法等の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍謄本等の交付手数料等を定める等するための改正

2 内 容

(1) 本籍地以外での戸籍（除籍）謄本等の交付手数料の新設

戸籍謄本等の交付（本籍地以外での交付）	450円
除籍謄本等の交付（本籍地以外での交付）	750円

(2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料の新設

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円

※ 電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一の事項を証明する戸籍謄本等と同時に請求する場合は、手数料を徴収しない。

(3) 電子化された届書等情報の内容証明書の交付手数料の新設

電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	350円
-----------------------	------

(4) 電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務に係る手数料の新設

電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	350円
--------------------------------	------

(5) 規定の整備

3 施行期日

令和6年3月1日

議案第23号

八潮市本庁舎及び八潮市立保健センターの目的外使用に関する条例

1 趣 旨

八潮市本庁舎及び八潮市立保健センターを市の事務及び事業に支障のない範囲で市民等の使用に供するための制定

2 内 容

(1) 趣旨（第1条）

八潮市本庁舎及び八潮市立保健センターを市の事務及び事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(2) 定義（第2条）

- ① 本庁舎等 八潮市本庁舎及び八潮市立保健センターをいう。
- ② 多目的室等 別表第1に掲げる場所をいう。
- ③ 展示販売スペース 別表第2に掲げるものであつて、市長が別に定める場所をいう。
- ④ 休日 八潮市の休日を定める条例（平成元年条例第24号）第1条第1項に定める休日をいう。
- ⑤ 平日 ④に定める日以外の日をいう。

(3) 使用できない日（第3条）

- ① 多目的室等を使用できない日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- ② 展示販売スペースを使用できない日は、休日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(4) 使用時間（第4条）

- ① 多目的室等の使用時間は、平日においては午前9時から午後8時30分まで、休日においては午前9時から午後5時までとする。
- ② 展示販売スペースの使用時間は、正午から午後1時までとする。

(5) 対象（第5条）

- ① 多目的室等を使用できるものは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学をしている者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - ウ その他市長が必要と認めるもの
- ② 展示販売スペースを使用できるものは、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
 - イ その他市長が必要と認めるもの

(6) 使用の許可（第6条）

- ① 多目的室等又は展示販売スペースを使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- ② 市長は、①の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(7) 使用の不許可（第7条）

市長は、多目的室等又は展示販売スペースを使用しようとするものが次のいずれかに該当するときは、(6)①の許可をしない。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- ④ 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- ⑤ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。
- ⑥ 専ら営利を目的とした販売等のために多目的室等を使用するとき。
- ⑦ ①から⑥までのほか、管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

(8) 許可の取消し等（第8条）

- ① 市長は、(6)①の許可を受けたもの（以下「使用権利者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
 - ア この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - イ (7)①から⑦までのいずれかに該当したとき。
 - ウ (6)②により付された条件に違反したとき。
 - エ 使用料を納期限までに納めないとき。
 - オ 不正な手段で許可を受けたとき。
 - カ アからオまでのほか、市長が必要と認めるとき。
- ② 市は、使用権利者が①アからカまでのいずれかに該当したことにより、許可の取消し等の処分を受けたことによる損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

(9) 使用の制限（第9条）

市長は、次のいずれかに該当するものに対しては、本庁舎等への入館を拒み、又は退館させることができる。

- ① (7)①から⑦までのいずれかに該当すると認められるもの

- ② 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯するもの
- ③ 市長の指示に従わないものその他管理上支障があると認められるもの

(10) 目的外使用等の禁止（第10条）

使用権利者は、多目的室等及び展示販売スペースを許可された目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(11) 原状回復義務（第11条）

使用権利者は、多目的室等又は展示販売スペースの使用を終えたときは、直ちに多目的室等又は展示販売スペースを原状に復さなければならない。

(8)①により、使用を停止され、又は許可を取り消されたときも、同様とする。

(12) 損害賠償（第12条）

使用権利者は、多目的室等又は展示販売スペースの施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(13) 使用料（第13条、別表第1、別表第2）

① 使用権利者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

使用時間 使用区分	午前9時～正午	午後1時～5時	午後5時30分～8時30分	午前9時～午後8時30分
多目的室	1,200円	1,600円	1,200円	3,600円
栄養指導室	1,200円	1,600円	1,200円	3,600円
保健指導室	1,200円	1,600円	1,200円	3,600円
サークル広場	1,500円	2,000円	1,500円	4,500円

※ 使用時間が2以上の時間帯にわたる場合は、それぞれの使用料の合計額とする。

※ 複数の多目的室等を同時に使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。

使用時間 使用区分	正午～午後1時
展示販売スペース	100円

※ 準備及び片付けに要する時間として、使用時間の前後15分ずつの時間を別に使用できるものとする。

② 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(14) 使用料の減免（第14条）

市長は、使用権利者が次のいずれかに該当する場合は、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

- ① 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため、多目的室等又は展示販売スペースを使用するとき。
- ② ①のほか、特別の理由があると認めるとき。

(15) 使用料の還付（第15条）

既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- ① 本庁舎等の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- ② 使用権利者の責めに帰することができない理由により、多目的室等又は展示販売スペースを使用することができないとき。
- ③ やむを得ない理由により、使用権利者が使用の許可の取消しを市長に申し出て、その承認を得たとき。

(16) 委任（第16条）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年7月1日

(2) 準備行為

2(6)①の使用の許可その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第24号

八潮市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

2 内 容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、情報照会者の事務及び情報提供者の特定個人情報に係る別表第二が削除されることに伴う規定の整備

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第25号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会等を設置するための改正

2 内 容

附属機関の設置

附属機関名	職務
八潮市北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会	北部拠点まちづくり推進地区事業提案における民間事業者の選定に関する事項を調査審議する。
八潮市学校給食衛生管理委員会	学校給食に係る衛生管理に関する事項を調査審議する。
八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会	八潮市学校適正配置指針・計画の策定に関する事項を調査審議する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

委員の報酬及び費用弁償の額

職名		報酬	費用弁償
八潮市北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会	委員長	日額 7,000 円	1日につき 1,000 円
	副委員長	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
	委員	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
八潮市学校給食衛生管理委員会	会長	日額 7,000 円	1日につき 1,000 円
	副会長	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
	委員	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
八潮市学校適正配置指針・計画策定委員会	委員長	日額 7,000 円	1日につき 1,000 円
	副委員長	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円
	委員	日額 6,000 円	1日につき 1,000 円

議案第26号

八潮市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとするための改正

2 内 容

会計年度任用職員に対して、一般職の常勤職員の例により勤勉手当を支給することとする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、勤勉手当を支給しない。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 八潮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することとする。

議案第27号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和7年3月まで延長するための改正

2 内 容

	給料月額	減額後	年間減額	減額率
市 長	905,000円	724,000円	3,149,400円	20%
副市長	775,000円	697,500円	1,348,500円	10%
教育長	725,000円	688,750円	630,750円	5%

※ 年間減額総額（予定） 5,128,650円（期末手当4.50月として計算）

3 施行期日

公布の日

議案第 28 号

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正を踏まえ、居住地特例の対象施設に介護保険施設等を追加する等するための改正

2 内 容

(1) 居住地特例の対象となる施設に以下の施設を追加する。

- ① 介護保険法第 8 条第 1 項に規定する特定施設
- ② 介護保険法第 8 条第 2 項に規定する介護保険施設
- ③ 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム

(2) 他の医療費助成を受けている者を支給の対象外とする旨の明確化

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の 2(1)の規定は、施行の日以後に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。

議案第29号

八潮市介護保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間中における第1号被保険者の介護保険料の額を改定する等の改正

2 内 容

(1) 第1号被保険者の保険料額の改定（第3条関係）

① 第1段階

- ・生活保護受給者
- ・市民税世帯非課税世帯に属し、老齢福祉年金を受給する者
- ・市民税世帯非課税世帯に属し、公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円以下の者

29,400円 → 31,830円

② 第2段階

- ・市民税世帯非課税世帯に属し、公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円超120万円以下の者

44,100円 → 47,920円

③ 第3段階

- ・市民税世帯非課税世帯に属し、公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が120万円を超える者

44,100円 → 48,270円

④ 第4段階

- ・市民税世帯課税世帯に属し、市民税本人非課税で公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円以下の者

52,920円 → 62,960円

⑤ 第5段階【基準額】

- ・市民税世帯課税世帯に属し、市民税本人非課税で公的年金等の収入金額（課税年金収入金額）＋合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）が80万円を超える者

58,800円 → 69,960円

⑥ 第6段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の者

70,560円 → 83,950円

⑦ 第7段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者
76,440円 → 90,940円

⑧ 第8段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者
88,200円 → 104,940円

⑨ 第9段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満（現行320万円以上400万円未満）の者
99,960円 → 118,930円

⑩ 第10段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満（現行400万円以上500万円未満）の者
105,840円 → 132,920円

⑪ 第11段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満（現行500万円以上600万円未満）の者
111,720円 → 146,910円

⑫ 第12段階

- ・市民税本人課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満（現行600万円以上）の者
117,600円 → 160,900円

⑬ 第13段階（新設）

- ・市民税本人課税で合計所得金額が720万円以上の者
167,900円

(2) 低所得者への減額賦課（附則第9条関係）

(1)①から③までの第1号被保険者の保険料額は、当分の間、次の表のとおりとする。

	減額前	減額後
第1段階	31,830円	19,930円
第2段階	47,920円	33,930円
第3段階	48,270円	47,920円

(3) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第30号

八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

① 各サービスに共通する基準の改正

ア 管理者の兼務範囲の明確化

介護サービス事業所の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

イ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等について、次のとおり見直しを行う。

(7) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会の設置、指針の整備及び研修の実施を義務付ける。

(4) 通所系サービスについて、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行った場合は、その記録を義務付ける。

ウ 「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項について、事業所内における書面掲示に加えて原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

エ 介護現場の生産性の向上（通所系サービスを除く。）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

② 居住系サービスの基準の改正

ア 協力医療機関等との連携体制の構築（第125条、第147条関係）

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、次のとおり見直しを行う。

(7) 利用者の病状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しており、かつ、事業所から診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保している協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(4) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等につい

て市長へ届け出なければならない。

(9) 利用者が協力医療機関等に入院した後、病状が軽快し、退院が可能となった場合は、速やかに再入居させることができるように努めなければならない。

イ 新興感染症発生時等における医療機関との連携（第125条、第147条関係）

(7) 新興感染症が発生した場合等の対応について、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で取り決めるよう努めなければならない。

(4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症が発生した場合等の対応について、当該第二種協定指定医療機関との間で協議を行うことを義務付ける。

ウ 生産性向上に先進的に取り組む施設について、人員基準の特例的な柔軟化を図る。（第130条関係）

③ その他サービスの基準の改正

ア 施設系サービス

一定の要件を満たす協力医療機関を定めること等を義務付ける。（第172条関係）

イ 多機能系サービス

看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化を図る。（第197条関係）

④ その他規定の整備

(2) 八潮市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

① 各サービスに共通する基準の改正

(1)①と同様の改正

② 居住系サービスに係る基準の改正

(1)②と同様の改正

③ その他規定の整備

(3) 八潮市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

① ケアマネジャー1人当たりの取扱件数（第4条関係）

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。

ア 利用者の数（指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受ける場合、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に、当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数）が44又はその端数を増すごとに1と

する。

イ アにかかわらず、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、そのための事務職員を配置している場合の基準については、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

② 管理者の業務範囲の明確化（第5条関係）

管理上支障がない場合は、他の事業所の職務に従事することができる。

③ 公正中立性の確保のための取組の見直し（第6条関係）

事業者の負担軽減を図るため、前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合等の事項に関して利用者に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

④ 身体的拘束等の適正化の推進（第15条関係）

(1)①イ(Ⅱ)と同様

⑤ 他の事業者との連携によるモニタリング（第15条関係）

1月に1回利用者の居宅を訪問して面接を行うところ、次の要件を設けた上で、2月に1回は利用者の居宅を訪問しないで、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次の事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(7) 利用者の心身の状況が安定していること。

(Ⅱ) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。

(Ⅲ) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

⑥ 「書面掲示」規制の見直し（第24条関係）

(1)①ウと同様

⑦ その他規定の整備

(4) 八潮市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

① (3)④及び⑥と同様の改正

② 介護予防支援の円滑な実施

ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置（第5条、第6条関係）

人員に関する基準は、次のとおりとする。

(7) 事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならない。

(Ⅱ) 常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければなら

い。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

㌠ 管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならない。

イ 他の事業者との連携によるモニタリング（第33条関係）

3月に1回利用者の居宅を訪問して面接を行うところ、(3)⑤の要件を設けた上で、6月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

ウ 市町村長に対する情報提供（第33条関係）

市町村長から、介護予防サービス計画の実施状況等について情報提供の求めがあった場合は、それに応じなければならない。

③ 利用料等の受領（第13条関係）

ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防を行う場合、利用料のほかにその交通費の支払を受けることができる。

イ アの場合、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得なければならない。

④ その他規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 3 1 号

八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条項の整備等をするための改正

2 内 容

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う引用条項の整備

改正前		改正後
第 6 条	→	第 7 条
第 7 条	→	第 8 条
第 1 4 条	→	第 2 2 条

(2) 規定の整備

3 施行期日

公布の日